

江 監 第 10 号  
令和 4 年 7 月 25 日

江 田 島 市 長 様  
江 田 島 市 議 会 議 長 様  
江 田 島 市 教 育 委 員 会 教 育 長 様

江田島市監査委員 三 浦 和 英

江田島市監査委員 濱 西 金 満

定期監査（施設）及び行政監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査並びに同条第2項の規定による行政監査を実施したので、同法同条第9項及び第10項の規定により、その結果及び意見を報告します。

令和4年度

定期(施設)監査及び行政監査報告書

江田島市監査委員

# 目 次

第1	監査の期間	1
第2	監査の対象とした施設等	1
第3	監査の着眼点及び対象項目	2
第4	監査の目的	2
第5	監査の結果	3
1	市民生活部所管施設	
(1)	市民センター・支所	3
(2)	出張所・連絡所	3
(3)	交流プラザ等	4
(4)	不燃ごみ処理施設	5
(5)	隣保館	5
2	福祉保健部所管施設及び工事	
(1)	認定こども園	6
(2)	児童館	7
(3)	工事実施現場 (子育て世代包括支援センター周辺整備工事及び屋外広場遊具設置工事)	7
3	産業部所管施設	
(1)	農水産業振興関係施設	8
(2)	観光振興関係施設	8
4	教育部所管施設	
(1)	学校教育施設	9
(2)	生涯学習施設	10
(3)	里海教育施設	11
(4)	学校給食調理施設	12
5	企業局所管施設	
(1)	水道事業施設	13
(2)	下水道事業施設	13
6	企画部所管工事	
(1)	工事実施現場(能美市民センター本館棟・別館棟改修工事)	13
7	土木建築部所管工事	
(1)	工事実施現場(市道飛渡瀬10号線道路改良工事)	14
第6	まとめ	15

## 第1 監査の期間

令和4年4月18日(月)～令和4年7月25日(月)

(実査日 令和4年5月10日(火), 13日(金), 17日(火), 19日(木))

## 第2 監査の対象とした施設等

市内全域の施設を対象に、一部を抽出して監査を行った。

監査の対象とした施設等は、次のとおりである。

所管部局名	分類	施設等名称	実施日	所管課
市民生活部	市民センター・支所	江田島市民センター	19日	江田島市民センター
		能美市民センター	13日	能美市民センター
		沖美市民センター	10日	沖美市民センター
		三高支所	10日	
	出張所・連絡所	秋月出張所	17日	江田島市民センター
		小用出張所	17日	
		柿浦連絡所	10日	市民生活課
	交流プラザ等	秋月交流プラザ	17日	江田島市民センター
		江田島コミュニティセンター	17日	
		宮ノ原交流プラザ	17日	
		江南ふれあいセンター	19日	
		三高交流プラザ	10日	沖美市民センター
	不燃ごみ処理施設	環境センター	10日	地域支援課
	隣保館	宮ノ原隣保館	17日	人権推進課
大柿厚生文化センター		10日		
福祉保健部	認定こども園	認定こども園えたじま	19日	子育て支援課
	児童館	柿浦児童館	10日	
	工事実施現場	子育て世代包括支援センター 一周辺整備工事及び屋外広 場遊具設置工事	19日	
産業部	農水産業振興関係施設	交流促進センター	13日	農林水産課
	観光振興関係施設	ふるさと交流館	17日	交流観光課
教育部	学校教育施設	切串小学校	17日	学校教育課
		能美中学校	13日	
		三高中学校	13日	
	生涯学習施設	スポーツセンター	13日	生涯学習課
		江田島図書館	17日	
	里海教育施設	大柿自然環境体験学習交流 館(さとうみ科学館)	10日	大柿自然環境体験学習 交流館
学校給食調理施設	江田島学校給食共同調理場	17日	学校給食共同調理場	
企業局	水道事業施設	三高浄水場	13日	水道施設課
	下水道事業施設	三高浄化センター	10日	下水道施設課

企画部	工事实施現場	能美市民センター本館棟・別館棟改修工事	13日	政策推進課
土木建築部	工事实施現場	市道飛渡瀬10号線道路改良工事	10日	建設課

### 第3 監査の着眼点及び対象項目

- 1 基本的な事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか。
  - (1) 現金等（収納金、釣銭、切手等）は、適正に保管・取扱いされているか。
  - (2) 公印及び領収印は、適正に管理されているか。
  - (3) 出勤簿及び休暇簿は、適正に整理されているか。
  - (4) 各関係諸帳簿は、良好に整備されているか。
- 2 施設の管理及び運営が、良好に行われているか。
  - (1) 施設の設置目的に合致しているか。また、施設の管理運営の内容、運営時間等は、市民の利便性を考慮したものとなっているか。
  - (2) 維持管理及び補修は、適切に行われているか。また、防火・防災対策、防犯対策、環境衛生対策は、適正に行われているか。
  - (3) 公共性、経済性及び安全性を考慮した施設運営となっているか。
  - (4) 施設内の整理整頓や機器類の整備は、適切に行われているか。
- 3 工事が、適正に行われているか。
  - (1) 事業目的に適合した設計となっているか。
  - (2) 設計、入札、契約、工事着手、完成等の関係書類は、適正になっているか。
  - (3) 委託料、工事請負費等の支出の時期及び額は、適切なものとなっているか。

### 第4 監査の目的

事務の執行状況及び施設の管理に重大な誤りがないか、事故防止のため、厳しい視点でチェックし、問題があれば躊躇することなく指摘を行う。

また、軽易なことに対しても、積極的に問題提起し、事務の改善や見直しの契機を提供する。

なお、監査結果は、関係部署に報告するとともに、ホームページなどで公表することにより、市民が市政に対して関心を持ち、積極的な提案や議論が展開されることを期待する。

## 第5 監査の結果

### 1 市民生活部所管施設

#### (1) 市民センター・支所

本市では、行政サービス機能を備える市民センターが、江田島町・能美町・沖美町に設置されている。毎年度、この3か所の市民センターと三高支所とを併せた4施設を、対象としている。

#### ア 事務の執行について

(ア) 現金は、レジ及び金庫で適正に管理・保管されており、収納した現金については、収納日の翌日に金融機関に払込みを行っているため、取扱いに問題はなかった。

切手等を保管している市民センター・支所は、所属長が残枚数を定期的に確認するなど適正に処理されていた。

また、金庫内も整理整頓され良好に管理されていた。

(イ) 公印及び領収印の管理・保管は、適正であった。

(ウ) 出勤簿・休暇簿は、おおむね適正に処理されていた。

(エ) 各関係諸帳簿は、おおむね適正に整理・保管されていた。

(オ) 契約事務については、契約書等の関係書類及び完成箇所、納品された物品を確認した結果、おおむね適正に処理されていた。

#### イ 施設の管理・運営について

(ア) 各施設とも整理整頓に努め、おおむね適正な施設運営がなされていた。

(イ) 夜間及び休日等の宿日直業務について、江田島市民センターはシルバー人材センターに委託し、能美市民センター・沖美市民センターは会計年度任用職員で対応している。いずれの施設も所定の時刻に出入口等の施錠を行い、適正に管理されている。平日の夜間や休日に施設利用がある場合は、利用に応じて出入口の開錠を行うなど適正に管理されている。また、三高支所は、1階事務所及び出入口を施錠するため、交流プラザの利用は、鍵の貸出しで対応している。

なお、昨年度の課題であった旧三高支所（旧沖美公民館）建物内に残っている備品については、財政課の主導で整理を行っていることを確認した。

#### (2) 出張所・連絡所

本市では、出張所及び連絡所が10か所設置されている。

今年度の対象は、秋日出張所・小用出張所・柿浦連絡所の3施設とした。

秋日出張所は、秋月交流プラザ内にあり、会計年度任用職員が1人配置されている。業務時間は午前8時30分から午後0時30分までで、交流プラザの管理も兼務している。

小用出張所は、江田島コミュニティセンター内にあり、会計年度任用職員が出張所とコミュニティセンターに1人ずつ配置されている。業務時間は午前8時30分から午後4時00分までである。

柿浦連絡所は、大柿厚生文化センター内にあり、大柿厚生文化センター職員と

して会計年度任用職員が3人配置されており、柿浦連絡所職員も兼務している。業務時間は午前8時30分から午後5時15分までである。

#### ア 事務の執行について

- (ア) 現金は、適正に金庫で管理・保管されており、収納した現金については、収納日又は翌日に最寄りの金融機関に払込みを行うため、長期間事務所で保管することはなく、取扱いに問題はなかった。
- (イ) 公印及び領収印の管理・保管は、適正であった。
- (ウ) 出勤簿・休暇簿は、おおむね適正に処理されていた。
- (エ) 各関係諸帳簿は、おおむね適正に整理・保管されていた。

#### イ 施設の管理・運営について

事務室内は、整理整頓されていた。また、併設する施設の玄関・ロビーなども良好に管理されていた。

### (3) 交流プラザ等

本市では、まちづくり、地域活動及び生涯学習の拠点となる地域の集会機能を集約した交流プラザが、7か所設置されている。

今年度の対象は、秋月交流プラザ・宮ノ原交流プラザ・三高交流プラザの3施設と同様に地域の拠点となっている江田島コミュニティセンター・江南ふれあいセンターの2施設の計5施設とした。

秋月交流プラザは、施設内に秋月出張所があり、出張所職員が、交流プラザを管理している。出張所職員の勤務時間以外の施設利用については、鍵管理委託で対応している。秋月交流プラザの令和3年度の利用件数は168件、利用者数は2,436人であった。

宮ノ原交流プラザは、会計年度任用職員が1人配置されている。業務時間は午前8時30分から午後0時30分までで、勤務時間以外の利用については、鍵管理委託で対応している。令和3年度の利用件数は167件、利用者数は1,255人であった。

三高交流プラザは、施設内の三高支所職員が、交流プラザを管理しており、施設1階の一部を商工会に事務所として貸付けている。支所職員の勤務時間以外の施設利用については、鍵の貸出しで対応している。三高交流プラザの令和3年度の利用件数は122件、利用者数は1,560人であった。

江田島コミュニティセンターは、会計年度任用職員が1人配置されており、施設内に小用出張所、簡易郵便局がある。業務時間は午前8時30分から午後4時までで、勤務時間以外の利用については、鍵管理委託で対応している。江田島コミュニティセンターの令和3年度の利用件数は356件、利用者数は4,650人であった。

江南ふれあいセンターは、無人の施設で、管理や使用申請などは、江田島市民センターが管理しており、鍵管理については、鍵管理委託で対応している。江南ふれあいセンターの令和3年度の利用件数は174件、利用者数は1,435人であった。

## ア 事務の執行について

(ア) 秋月交流プラザ・宮ノ原交流プラザ・江田島コミュニティセンター・江南ふれあいセンターの施設使用料については、江田島市民センターが1か月分をまとめて請求し、収納しているため、問題はなかった。

三高交流プラザの施設使用料は、三高支所で収納し適正に管理されていた。

(イ) 宮ノ原交流プラザの出勤簿・休暇簿は、おおむね適正に処理されていた。

(ウ) 施設利用申請書等は、おおむね適正に整理・保管されていた。

## イ 施設の管理・運営について

施設内は、整理整頓され、利用者等による掃除で、良好に管理されていた。

また、使用していない部屋は基本的に施錠し、安全管理に努めていた。

## (4) 不燃ごみ処理施設

本市では、不燃ごみ処理施設として、環境センターが沖美町岡大王に設置されている。この施設は、平成10年に建設された施設で、受入れした不燃ごみは、粗大ごみ、資源ごみに分けて処理され、再利用できる破砕鉄、ペットボトル、アルミ缶などを再資源化している。

令和3年度の不燃ごみの搬入量は2,104トン、資源化量は526トンとなっている。

また、令和3年度の歳入実績は、不燃ごみ投入手数料645万4千円、特定家庭用機器廃棄物投入手数料15万2千円、衛生事業売却収入(資源化物売却収入)1,282万円で、合計1,942万6千円であった。

## ア 施設の管理・運営について

施設の運転管理は、業者委託で良好に運営されており、敷地内も雑草やごみの散乱はなく良好に管理されていた。

施設職員については、年3回の安全教育を実施するなど安全管理に努めている。

## イ 工事関係について

アルミ選別機回転子(マグネットローター)本体の取替工事、汚泥脱水機整備工事、破砕機修繕などを行っており、工事について、それぞれ関係書類を確認した結果、適正に実施されていた。

施設建設から20年以上経過し、施設全体が老朽化しているため、今年度、施設の調査・点検を行い、長寿命化計画を策定し、整備計画を作成することとなっている。

## (5) 隣保館

本市では、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれた施設として、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うため、4館の隣保館が設置されている。

今年度の対象は、宮ノ原隣保館と大柿厚生文化センターの2施設とした。

宮ノ原隣保館は、館長と専任指導員1人、大柿厚生文化センターは、館長と専任指導員2人で、相談事業や広報・啓発活動などに取り組んでおり、施設の管理



も行っている。職員は、全員会計年度任用職員である。

#### ア 事務の執行について

(ア) 宮ノ原隣保館については、隣保館事業での施設使用のため、使用料徴収の実績はない。大柿厚生文化センターは、大柿市民センターが工事中で使用できないため、例年より利用者が増加している。施設使用料については、併設の柿浦連絡所で収納しているため、問題はなかった。

(イ) 出勤簿・休暇簿は、おおむね適正に処理されていた。

(ウ) 施設利用申請書等は、おおむね適正に処理・保管されていた。

#### イ 施設の管理・運営について

(ア) 2館とも施設内は、整理整頓されており、良好に管理されていた。

(イ) 休日や夜間に施設を利用する場合、宮ノ原隣保館は、鍵管理委託で対応し、大柿厚生文化センターは、利用団体の代表者への鍵貸出しで対応している。

(ウ) 大柿厚生文化センターのエアコン取替工事については、新規購入ではなく、旧鹿川文化センターのエアコンを移設、再利用して経費節減に努めている。

## 2 福祉保健部所管施設及び工事

### (1) 認定こども園

本市では、小学校就学前の子供に対し、一貫した保育及び幼児教育を実施するため、5園の認定こども園が設置されている。

今年度の対象は、認定こども園えたじまとした。

園の職員数と園児数は、次のとおりである。

職員数(令和4年4月1日現在) (単位:人)

名称	園長	保育士	会計年度任用職員	合計
認定こども園えたじま	1	11	10	22

※勤務は、早番・平常・遅番の交替制

※保育士のうち1人は、再任用

園児数(令和4年4月1日現在) (単位:人)

名称	年長	年中	年少	3歳未満	合計
認定こども園えたじま (定員210)	35	43	25	19	122

#### ア 事務の執行について

(ア) 公印は、適正に管理・保管されていた。

(イ) 出勤簿・休暇簿等は、おおむね適正に処理されていた。

(ウ) 各関係諸帳簿は、おおむね適正に整理・保管されており、備品管理についても良好であった。

#### イ 施設の管理・運営について

(ア) 施設内及び園庭は、整理整頓されており、良好に管理されていた。

(イ) 安全管理・防犯対策等については、防犯カメラを設置して出入り口の監視を強化することで、不審者が侵入しにくい環境を整えている。

また、登園降園の時間帯以外は、園の出入り口を二重に施錠することによ

り園児の安全を確保している。

新型コロナウイルス等の感染症対策については、令和3年度に新たに購入した除菌機で、水洗いやアルコール消毒できない玩具等についても除菌が行われている。

## (2) 児童館

本市では、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにするため、3か所の児童館が設置されている。

今年度の対象は、柿浦児童館とした。

柿浦児童館は、大柿町柿浦の大柿厚生文化センター2階にあり、会計年度任用職員3人が、児童厚生員と放課後児童クラブ職員を併任している。

### ア 事務の執行について

- (ア) 出勤簿・休暇簿等は、おおむね適正に処理されていた。
- (イ) 備品管理は、良好であった。
- (ウ) 使用料を支払って、施設を利用する団体等はなかった。

### イ 施設の管理・運営について

- (ア) 施設内は、整理整頓され、良好に管理されていた。
- (イ) 利用児童は、令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響で少なかった。

## (3) 工事实施現場

### (子育て世代包括支援センター周辺整備工事及び屋外広場遊具設置工事)

2つの工事は、センター周辺を子育て広場・駐車場・農園として整備し、屋外広場遊具を設置することにより、子供が安心して遊べる環境を形成し、子育て世代と地域との交流の場を整えるため実施されたものである。

これらの工事は、並行して施行され、工事の実施期間は、令和3年2月26日から令和3年7月21日までで、使用部品の調達が困難などの理由から工期が2回変更されている。また、屋外広場遊具設置工事については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象となっている。

### ア 関係書類の確認

工事について、公募型プロポーザル実施伺い、工事請負契約書、検査調書、支出負担行為書等の関係書類がおおむね適正に処理されていることを確認した。

また、施設の工事状況も図面及び写真で確認した。

### イ 事業の趣旨・効果・所見等

現場である子育て広場・駐車場・農園・遊具設置の工事完了を確認した。工事施工前は、危険箇所となっていた周辺の水路及び駐車場との境は、高さ1.2メートルのフェンスで囲まれており、子供の安全は確保されている。広場は、複合遊具が設置され、子供が遊べる環境は整っているものの、屋根付きのベンチが1か所のみで、植樹されている樹木もまだ小さく、日影が少ない状況である。

### 3 産業部所管施設

#### (1) 農水産業振興関係施設

本市の地域特産物である農水産物の紹介と販売を行うことにより、農水産業の振興を図るとともに、地域の居住環境の整備と合わせ地域住民の活動の場として、江田島市交流促進センターが設置されている。

この施設は、大柿町小古江にあり、1階は、農水産物や農水産加工品の販売と地元産品を活用した食事を提供しており、2階は研修室などがあり、定期的に利用している団体がある。

令和3年度利用者数34,878人、売上高13,660,390円であった。

#### ア 施設の管理・運営について

(ア) 施設の指定管理者は、余防生産振興組合で、令和3年4月1日から5年間の協定を締結している。

当該指定管理者の事業運営は、施設の目的に沿ったものであり、おおむね適正に執行されていると認められたものの、事業報告書等の提出については、協定書に定める期限後に提出されているので、今後は、協定書に従い適切に事務処理されたい。

(イ) 施設の利用者及び売上については、新型コロナウイルス感染症の影響によって減少しているものの、飲食コーナーの日曜日営業再開や直売コーナーの品揃えを増やすなどの組合の集客努力が見受けられた。

(ウ) 施設は、おおむね良好に使用・管理されている。特に併設の24時間使用できるトイレについては、日々点検・清掃を行い、利用者が気持ちよく利用できるよう配慮されている。

(エ) 施設利用に関する申請等は、適正に処理されており、使用料についても、振込みで受け取っているため、問題はなかった。

#### (2) 観光振興関係施設

本市の特産品等の展示、販売等を行うことにより、観光業の振興及び地域住民の交流の促進を図るため、江田島市ふるさと交流館が設置されている。

この施設は、江田島町中央にある。1階を観光客の休憩場所として提供し、特産品等の展示販売や観光案内も行っている。2階は、旧海軍関係資料展示ホールと交流室があり、交流室についても来館者の休憩場所として常時解放している。

令和3年度利用者数4,095人、売上高1,880,391円であった。

#### ア 施設の管理・運営について

(ア) 施設の指定管理者は、江田島市観光協会、令和3年4月1日から5年間の協定を締結している。

当該指定管理者の事業運営は、施設の目的に沿ったものであり、おおむね適正に執行されていると認められたものの、事業報告書等の提出については、協定書に定める期限後に提出されているので、今後は、協定書に従い適切に事務処理されたい。

(イ) 新型コロナウイルス感染症の影響により、施設来館者が半減しているため、

特産品等の展示販売については、在庫過多とならないよう注意を払っている。

また、外国人観光客に対応できるようにポケトーク（携帯翻訳機）を導入して施設の利用促進を図っている。

- (ウ) 施設は、おおむね良好に使用・管理されているものの、2階交流室については、開館時間以外の有料時間帯の利用実績はなく、開館時間内の令和3年度の利用者也14人であるため、施設有効活用が今後の課題である。

#### 4 教育部所管施設

##### (1) 学校教育施設

本市では、小学校6校、中学校4校の計10校の公立学校が設置されている。

本年度の対象は、切串小学校、能美中学校、三高中学校の3校とした。

初めに各学校が作成している学校要覧等によって、校長及び教頭から学校の概要・教育目標等の説明を受けた。それぞれに特色があり、学校教育に対する先生方の熱意が伝わってきた。

##### ア 事務の執行について

- (ア) 現金管理について、学校で公金の取扱いは、ほとんどなく、諸経費等を徴収する場合は、金庫等で保管し、通帳に入金しているため、問題はなかった。

- (イ) 公印の管理、切手等の保管やその他関係書類等について、各学校とも適正に処理・整備されていた。

- (ウ) 備品管理については、新しく購入された備品も記載されており、各学校とも適正であった。

##### イ 施設の管理・運営について

各学校の安全管理・防犯対策等は、児童・生徒登校後の閉門、防犯カメラの設置、教職員の目視による定期的な安全点検等、適切な対応がなされている。

また、コロナ禍の学校行事については、児童・生徒の安全を第一に規模を縮小するなど工夫しながら行われている。

##### (ア) 切串小学校

校舎は、昭和59年度に建築され、平成31年度には耐震補強と大規模改修が実施されている。

学級及び児童数については、3年生と4年生で1学級、それ以外の学年は各1学級、特別支援学級は1学級の計6学級で、全校児童は47人である。

理科室の教材薬品や音楽室の楽器等の保管状況などを中心に校内を巡視し、おおむね適正に保管されていることを確認した。

また、令和3年度の工事箇所、購入備品等について、現地及び現物を確認した。

##### (イ) 能美中学校

校舎は、平成25年度に建築されている。今年度は、イノシシ侵入防止柵設置工事を予定している。

学級及び生徒数については、1・3年生は各2学級、2年生は1学級、特別支援学級は2学級の計7学級で、全校生徒は122人である。

理科室の教材薬品や音楽室の楽器等の保管状況などを中心に校内を巡視し、おおむね適正に保管されていることを確認した。

#### (ウ) 三高等学校

校舎は、昭和54年度に建築されている。

学級及び生徒数については、各学年は1学級、特別支援学級は1学級の計4学級で、全校生徒は25人である。

理科室の教材薬品や音楽室の楽器等の保管状況などを中心に校内を巡視し、おおむね適正に保管されていることを確認した。

#### ウ 不登校・いじめ等について

令和3年度において、数件の事例があり、学校・保護者・教育委員会が、連携して対応し、現在も継続して対応している事例もあるとの報告を受けた。

今後も、関係機関と連携し、適切な対応をお願いする。

また、令和4年度から能美中学校では、広島県教育委員会から不登校SSR（スペシャルサポートルーム）推進校の指定を受け、学校（教室）に登校できない、登校しにくい生徒の学習面のサポートや生活リズムの確立・居場所づくりを主な目標として取組を推進している。

## (2) 生涯学習施設

### ア スポーツセンター

本市では、スポーツの普及及び振興を図り、市民の健康促進に寄与する施設として、江田島市スポーツセンターが能美町中町に設置されている。

この施設は、平成6年9月に建設された施設で、1階にはアリーナ、トレーニングルーム、ミーティングルーム、更衣室等があり、2階にはアリーナの観覧席、柔道場等がある。

令和3年度の利用者数は18,006人、使用料収入額は1,399,960円である。

#### (ア) 施設の管理・運営について

施設は、委託業者の特定非営利活動法人江田島市eスポーツクラブによって良好に運営され、敷地内も雑草やごみの散乱はなく良好に管理されていた。

#### (イ) 施設の工事及び備品購入について

工事については、自動火災報知設備更新工事、2階の便器等改修工事などを行っている。

また、備品購入については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、老朽化していたトレーニング機器の購入、入替えを行っている。新しいトレーニング機器を積極的に広報することにより、更なる利用者の拡大を期待する。

工事及び備品購入の契約事務について、契約書等の関係書類及び完成箇所、納品された物品を確認した結果、おおむね適正に処理されていた。

今年度は、玄関前のスロープ設置工事とアスファルト舗装工事を予定している。

## イ 江田島図書館

本市では、図書館が2か所設置されている。

今年度の対象は、江田島図書館とした。この施設は、江田島町鷲部に設置されており、職員1人と会計年度任用職員4人が配置されている。開館時間は、午前9時30分から午後7時までで、毎週木曜日が休館となっている。

令和4年3月31日現在の利用者カード登録者数は、8,418人で、蔵書数及び令和3年度の貸出数は、次の表のとおりである。

区分	一般 図書	児童 図書	CD	LD	ビデオ テープ	紙芝居	郷土 資料	DVD	雑誌
蔵書数	39,398	14,636	1,376	32	243	147	716	406	730
貸出数	24,299	10,817	1,400	0	0	76	81	1,705	1,943

(蔵書数は令和4年3月31日現在)

### (ア) 事務の執行について

公印・領収印の保管は、適正であった。

出勤簿・休暇簿は、適正に処理されており、各関係諸帳簿についても、おおむね適正に整理・保管されていた。

契約事務については、契約書等の関係書類及び完成箇所を確認した結果、おおむね適正に処理されていた。

### (イ) 施設の管理・運営について

館内は、整理整頓され良好に管理されていた。

安全管理・防犯対策については、警備保障会社に業務委託しており、特に問題はなかった。

## (3) 里海教育施設

### ア 大柿自然環境体験学習交流館（さとうみ科学館）

本市では、自然環境についての体験学習及び生涯学習の場としての交流を深めることを目的として、大柿自然環境体験学習交流館（さとうみ科学館）が大柿町深江に設置されている。

この施設は、昭和44年度に建設された旧深江小学校校舎を活用した施設で、身近な自然に直接触れながら、自ら学び自ら考える力を育てることを目的に、島嶼部ならではの「海辺の自然」、「ふるさとの自然」を教育資源とした「地域性を活かした特色ある教育」の充実・活性化を推進している。

職員2人と会計年度任用職員4人（うち1人は地域おこし協力隊）が配置されている。開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までで、令和3年度からは、月1回土日開館することで、来館・利用しやすい環境づくりに努めている。

令和3年度の利用者数は3,122人、来館者数は2,034人であった。

### (ア) 事務の執行について

公印の保管は、適正であった。

出勤簿・休暇簿は、適正に処理されており、各関係諸帳簿についても、おおむね適正に整理・保管されていた。

契約事務については、契約書等の関係書類を確認した結果、おおむね適正に処理されていた。

**(イ) 施設の管理・運営について**

館内は、整理整頓され良好に管理されていた。

令和4年の開館20周年行事として、開館以来、毎年開催している「ふるさとの自然」作品コンクールで、「優秀賞」を受賞した作品を、過去20年分一挙に展示公開する「さとうみイラスト水族館」や寄贈された貝類のコレクションの展示公開など職員手作りの特別展を企画開催し、来館者の増加を図り、さとうみ科学館の利用促進に努めている。

安全管理については、警備保障会社に業務委託しており、特に問題はなかった。

**(4) 学校給食調理施設**

**ア 江田島学校給食共同調理場**

本市では、学校給食共同調理場が2か所設置されている。

今年度の対象は、江田島学校給食共同調理場とした。

この施設は、江田島町秋月に設置されている。場長は、総括場長が兼務しており、職員2人（1人は再任用）、栄養士1人（県職員）、会計年度任用職員10人が配置されている。各学校への給食配送については、業者委託している。

1日の給食供給数は、約500食で、江田島町の小学校2校と中学校1校に配食している。

**(ア) 事務の執行について**

公印の保管は、適正であった。

出勤簿・休暇簿は、適正に処理されており、衛生管理関係の諸帳簿等についても、整備されていた。

契約事務については、契約書等の関係書類を確認した結果、おおむね適正に処理されていた。

**(イ) 施設の管理・運営について**

調理場は、平成6年建築された施設で老朽化が見られるものの、おおむね良好に管理されていた。

衛生管理については、全職員の毎朝の健康及び衛生チェック、月2回の検便検査を実施するなど、安全安心な給食を提供できるよう細心の注意を払っている。

安全管理・防犯対策については、警備保障会社に業務委託しており、特に問題はなかった。

また、地産地消によって、児童生徒が、給食を通してより身近に、地域の自然や産業等について理解を深めることができるよう江田島産の食材の使用に努めている。

## 5 企業局所管施設

### (1) 水道事業施設

本市で、現在稼動している浄水場は2か所あり、今年度の対象は、三高浄水場とした。

この施設は、沖美町三吉にあり、水源の三高ダムは、昭和18年に旧海軍兵学校の水道用水源として旧海軍が築造した既設水道用ダムで、平成16年にかさ上げ工事を行っている。浄水施設の処理能力は、日量約2,000立方メートルで、主に三高地区などに供給している。

#### ア 事務の執行について

契約事務については、契約書等の関係書類を確認した結果、おおむね適正に処理されていた。

#### イ 施設の管理・運営について

施設の運転管理は、業者に業務委託をしている。委託業者は、毎日3時間程度施設の見回り等の日常管理を行い、江田島町小用の前早世浄水場内にある配水管理センターで、24時間監視カメラによる遠隔監視を行っている。

施設は、良好に管理されており、管理日誌等の関係書類も整備されていた。

### (2) 下水道事業施設

本市では、下水道事業の終末処理場として、7か所の浄化センターが設置されている。今年度の対象は、三高浄化センターとした。

三高浄化センターは、平成18年に沖美町美能に整備された。

処理区域は、三高地区で、農業集落排水事業の終末処理場施設である。処理能力は、日量最大868立方メートルで、最大処理人口は、2,830人、現在の水洗化人口は、1,087人である。

令和3年度は、施設内のフロア室排水修繕や汚泥貯留槽修繕などを行っている。また、農業集落排水施設更新工事も計画的に行っており、令和4年度も引き続き更新工事を行う予定となっている。

#### ア 事務の執行について

契約事務については、契約書等の関係書類及び完成箇所を確認した結果、おおむね適正に処理されていた。

#### イ 施設の管理・運営について

施設の維持管理は、業者に業務委託をしている。委託業者は、週1回業務を行っており、おおむね良好に管理されていた。施設の警備及び防火管理についても委託業者が行っているため問題はなかった。

## 6 企画部所管工事

### (1) 工事实施現場(能美市民センター本館棟・別館棟改修工事)

この工事の目的は、能美市民センター別館棟に雇用の場を確保し、地域活性化を推進するため、サテライトオフィス等が入居できるように施設を改修することである。



また、この工事は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業で、令和2年度に設計を実施し、3年度に改修工事を行っている。

#### **ア 関係書類の確認**

工事について、工事施工伺い、入札執行書類、工事請負契約書、検査調書、支出負担行為書等の関係書類がおおむね適正に処理されていることを確認した。

#### **イ 事業の趣旨・効果・所見等**

現場を訪れ、担当者から概要説明を受けて、令和3年度の工事が完了していることを確認した。

能美市民センター別館棟のサテライトオフィス等誘致スペースは、海が見渡せる絶好のロケーションで、より良い環境で事業を行えるように施設改修が行われている。拠点の地方移転やサテライトオフィス開設を望む企業へ積極的な働きかけを行うことで、地域活性化につながる企業誘致ができるものと期待している。

### **7 土木建築部所管工事**

#### **(1) 工事实施現場(市道飛渡瀬10号線道路改良工事)**

この工事の目的は、避難所となっている旧飛渡瀬小学校体育館への進入路が、狭あいで、車のすれ違いが困難なため、道路の拡幅を行い、車両の円滑な通行を確保することである。

この工事は、国の交付金を活用した事業で、令和2年度に設計を実施し、3年度に工事を行っている。

工事の実施期間は、令和3年9月1日から令和4年3月31日までで、工事延長 L=163.5メートル、幅員 W=5.0メートルである。

#### **ア 関係書類の確認**

工事について、工事施工伺い、入札執行書類、工事請負契約書、検査調書、支出負担行為書等の関係書類がおおむね適正に処理されていることを確認した。

#### **イ 事業の趣旨・効果・所見等**

現場を訪れ、担当者から概要説明を受けて、令和3年度の工事が完了していることを確認した。道路が拡幅されたことによって、避難所までの車両や歩行者の安全な通行を確保することができている。

## 第6 まとめ

今回の定期監査及び行政監査では、32か所を対象とし、4日間で実施しました。

事務の執行については、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。口頭で改善の検討をお願いした事務のうち、すぐに対応が可能なものについては、改善の報告がありました。

施設の管理及び運営については、各施設ともおおむね良好に行われているものと認められました。

平成26年から公共施設の再編整備事業によって、施設の集約化による施設の更新が実施されているものの、なお老朽化対策が必要な施設や災害時の避難所に指定されている施設で和式トイレの洋式化が進んでいない施設などもあることから、今後も計画的な維持更新に取り組まれることを望みます。

小中学校のICT環境については、児童・生徒が1人1台使用できるタブレット端末、電子黒板、無線LANなどのハード面がおおむね整備され、児童・生徒にとって、テキストによる文字情報だけでは伝わりづらかったことを、画像や動画などを使うことにより、楽しみながら効率的な学習を進めることができると考えられますので、整備されたICT機器を積極的に活用して、更に魅力ある授業を行っていただくことを期待しています。

工事の施工については、特に大きな問題はなく、おおむね適正に実施されているものと認められました。

子育て世代包括支援センター完成以降、懸案となっていた周辺の整備工事については、子育て広場、屋外遊具、駐車場、農園の一体的な整備が完了し、安心して子供が遊ぶことのできる環境が整えられています。

今後も、子育てしやすい環境の整備、地域の活性化、市民の安全性の確保や利便性の向上に努めていただきたいと思います。

最後に、今回の監査で、市内の様々な施設を訪問し、それぞれの施設の重要性を再認識することができました。短期間の資料作成や関係資料の提出など、関係各位の御協力により、順調に監査を実施することができましたことに、感謝するところです。